

国際資産税特集<第一回>

アメリカの相続

～プロベート制度とその回避策～

講演項目

- ◆ 日本にはないアメリカのプロベート制度とは
- ◆ プロベート回避策としてのトラストとは
- ◆ アメリカ特有の不動産の所有形態

アメリカに財産をお持ちの方はぜひ知っておいていただきたい相続にあたっての制度をご紹介します。米国弁護士である本郷友香先生を講師にお迎えし、アメリカの資産承継の流れについて本やインターネットでは得られない実務的なお話も伺います。今更聞けない基本的な質問をまじえて、国際相続入門編をお送りします。

Web
セミナー

視聴可能期間

2023年 1月10日(火) 11:30～1月16日(月) 17:00

※講演時間は約40分となります。

お申し込み期限

1月5日(木) 17:00

参加費

3,000円

講師



本郷法律事務所 オーナー、TH弁護士法人 パートナー / 米国弁護士
本郷 友香 (ほんごう ゆか) 先生

ハワイ州、カリフォルニア州ワシントンDCとニューヨーク州の弁護士資格を保有し、トラスト(信託)・遺言書・Transfer on Death Deedの作成や、プロベート(裁判所の検認手続き)サービスを主に提供している。日本語・英語のバイリンガルであり、数多くの日本人顧客をサポートしている。



辻・本郷 税理士法人
プライベートウェルスマネジメント部
マネージャー / 税理士
島田 亮子 (しまだ りょうこ)

2006年辻・本郷 税理士法人入社。2013年湘南事務所所長に就任。2021年神田相続センター長を経て、2022年11月新設のプライベートウェルスマネジメント部では、主に国際相続、海外財産に関するご相談に取り組んでいる。金融機関等の相続セミナー講師も多数行っている。



辻・本郷 税理士法人
プライベートウェルスマネジメント部
マネージャー / 税理士
井口 麻里子 (いぐち まりこ)

相続税の申告はもちろん、生前からの相続対策、資産承継、事業承継等にかかる相続コンサルティングを主業務とし、セミナー講師や執筆活動も盛んに手がけている。著書は『55歳になったら遺言を書きなさい』『相続でモメずにお金を残したければ「この順番」で進めなさい』『新広大地評価の実務』その他共著多数。

詳細・お申し込み

https://form.k3r.jp/ht_tax/230110

